消費税のインボイス制度について

～制度開始に際してクリーニング事業者が取るべき対応～

税理士法人みずほ

インボイス制度の概要

本資料に含まれる情報の一切の権利は弊法人に帰属するものであり、弊法人の承諾なしに無断での複製、貴社外又は貴殿外でのご利用及び第三者への開示がなされることのないようお願い致します。

インボイス制度のポイント

2023年（令和5年）10月1日から消費税の『適格請求書等保存方式』（インボイス制度）が始まります。

インボイス制度のポイントは以下の３つ。

1 インボイスとは、請求書などに適用税率や消費税額などを明示したもので、税務署が新たに発行する登録番号を記載したもの。

2 買い手は、売り手からインボイスを入手しないと、預かった消費税から支払った消費税を差し引けなくなり、消費税が負担が増える。

3 売り手は、買い手にインボイスを発行しようすると、事前に税務署へ登録しなければならず、消費税を納めることになる。

本資料に含まれる情報の一切の権利は弊法人に帰属するものであり、弊法人の承諾なしに無断での複製、貴社外又は貴殿外でのご利用及び第三者への開示がなされることのないようお願い致します。

インボイスの様式

（様式例）

請 求 書(控)　2021年10月25日　No. 000

イタリアンレストラン
〇〇駅前店　様

株式会社
クリーニング洗太
TEL 03-123-4567

下記のとおり御請求申し上げます

登録番号 T1234567890123

税込合計金額 48,950　消費税額等 4,450

月	日	品名	数量	単価	金額（税抜・税込）	税率(%)	摘要
7	25	制服ユニフォーム	10	1,800	18000	10	
		エプロン	10	700	7000	10	
		テーブルクロス	15	1,300	19500	10	
合計（税抜・税込）			税率 %			消費税額等	
			税率 10%		44500	消費税額等 4,450	

【インボイスの記載事項】

① インボイスの発行事業者の氏名（名称）及び登録番号（※）

（※）税務署にインボイス発行事業者の登録申請をした結果、登録が認められたことを示す事業者個別の番号のこと。

②取引年月日

③取引内容（軽減税率の対象品目がある場合はその旨）

④税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用した税率

⑤税率ごとに区分した消費税額

⑥書類の交付を受ける事業者の氏名

本資料に含まれる情報の一切の権利は弊法人に帰属するものであり、弊法人の承諾なしに無断での複製、貴社外又は貴殿外でのご利用及び第三者への開示がなされることのないようお願い致します。

簡易インボイス

顧客が不特定多数である場合には「簡易インボイス」が認められています。

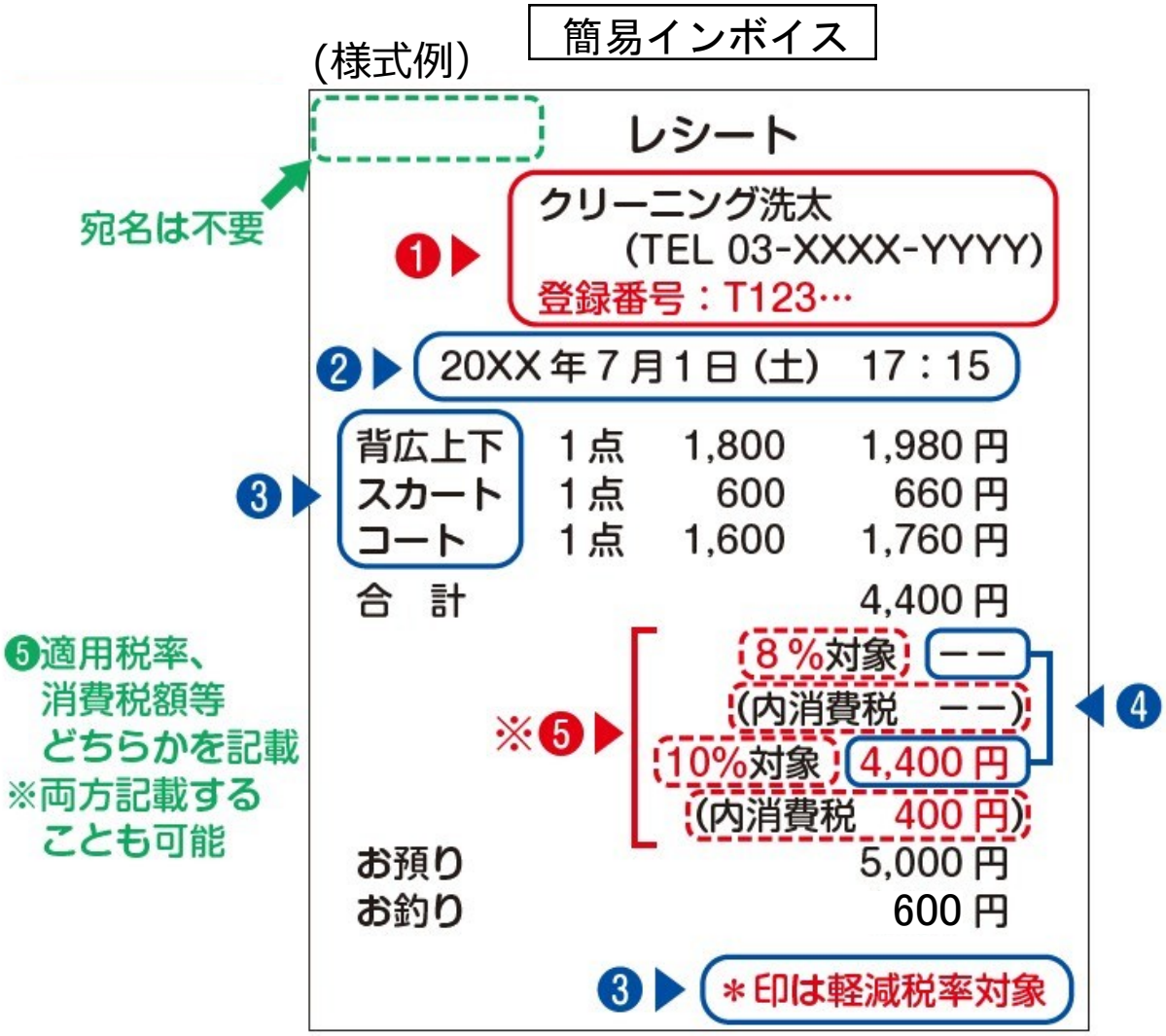

本資料に含まれる情報の一切の権利は弊法人に帰属するものであり、弊法人の承諾なしに無断での複製、貴社外又は貴殿外でのご利用及び第三者への開示がなされることのないようお願い致します。

領収証をインボイスとする場合

領収証に登録番号を手書きしたり、ゴム印を押印することでもインボイスとして認められます。

（様式例）

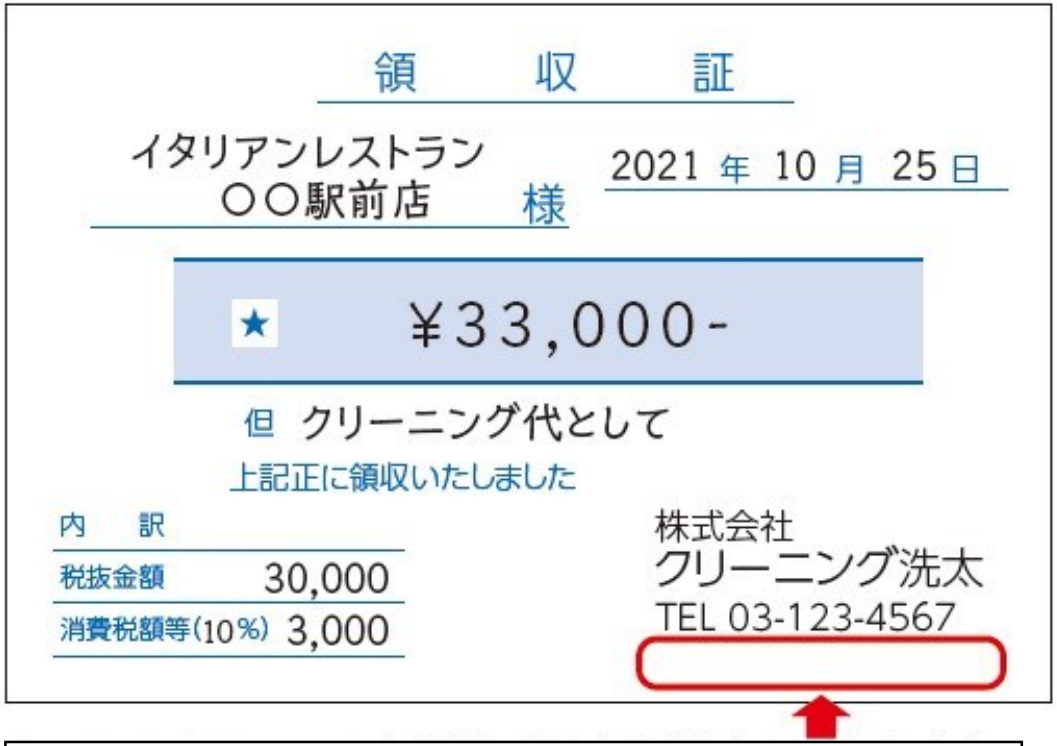

空いているスペースに登録番号を 手書きする又はゴム印を押印する

本資料に含まれる情報の一切の権利は弊法人に帰属するものであり、弊法人の承諾なしに無断での複製、貴社外又は貴殿外でのご利用及び第三者への開示がなされることのないようお願い致します。

買い手からの支払通知書をインボイスとする場合

買い手が大手企業など、買い手からの支払通知書もインボイスとして認められます。

（様式例）

支払通知書

《4月分》

○年4月30日

（株）クリーニング洗太　御中

登録番号：T123456･･･

（株）XYZ

イタリアンレストラン○○駅前店

※送付後一定期間内に連絡がない場合確認済とします

支払合計金額　231,000円

月	日	取引	伝票番号	支払金額（税抜き）	
4	1	ユニフォーム	123	10%	2,000
		コックコート		10%	600
4	3	エプロン	456	10%	5,900
4	4	テーブルクロス	789	10%	30,000
		⋮			

合計	仕入金額	消費税額等
8%対象	–	–
10%対象	210,000円	21,000円

仕入先（売り手の）の登録番号を記載

仕入先（売り手）の確認を受けたことを示す文言

仕入伝票（納品書）

○年４月１日　伝票№１２３

（取引）	（数量）	（税抜金額）
ユニフォーム	1	2,000円
コックコート	1	600円

本資料に含まれる情報の一切の権利は弊法人に帰属するものであり、弊法人の承諾なしに無断での複製、貴社外又は貴殿外でのご利用及び第三者への開示がなされることのないようお願い致します。

インボイス発行事業者となるためには

インボイス発行事業者となるためには、令和5年3月31日までに税務署に申請しなければなりません。

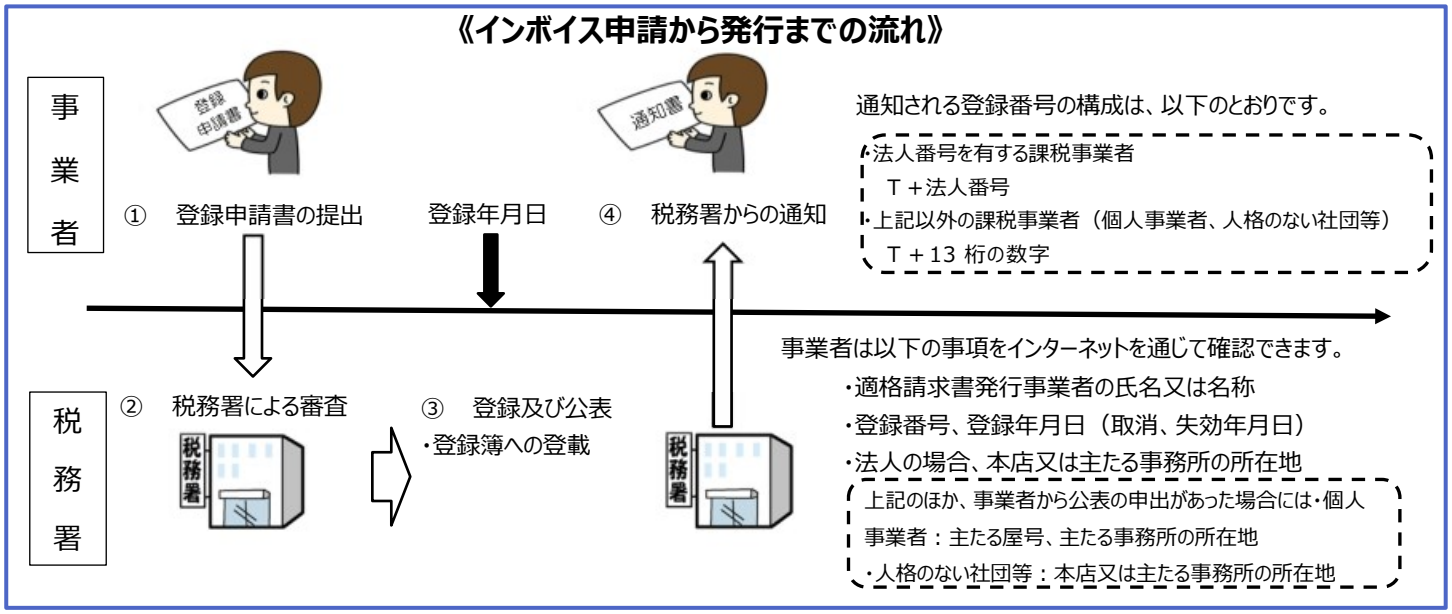

《登録申請のスケジュール》

登録申請書は、令和３年 10 月１日から税務署に提出可能です。インボイス制度が開始される**令和５年 10 月１日から登録を受けるためには**、原則として、**令和５年３月 31 日まで**（ただし、困難な事情がある場合には、令和５年９月 30 日まで）**に税務署に登録申請書を提出**する必要があります。

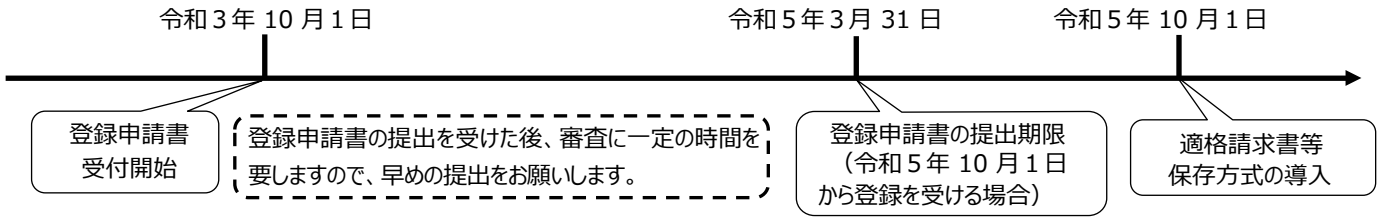

本資料に含まれる情報の一切の権利は弊法人に帰属するものであり、弊法人の承諾なしに無断での複製、貴社外又は貴殿外でのご利用及び第三者への開示がなされることのないようお願い致します。

消費税の免税事業者の対応

本資料に含まれる情報の一切の権利は弊法人に帰属するものであり、弊法人の承諾なしに無断での複製、貴社外又は貴殿外でのご利用及び第三者への開示がなされることのないようお願い致します。

問題の所在　～インボイスを発行すべきか、発行せざるべきか～

1 事業を営む顧客は、クリーニング店にインボイスを発行してもらわないと税務署に納める消費税が増えてしまう。

2 インボイスを発行しないと、競合相手への乗り換えや、消費税分の値下げを要求される可能性がある。

3 インボイスを発行できるのは消費税の課税事業者のみ。免税事業者は発行できない。

消費税の**免税事業者**
→インボイスを発行できない。消費税を税務署に納めなくてよい。
消費税の**課税事業者**
→インボイスを発行できる。消費税を税務署に納めなくてはならない。

本資料に含まれる情報の一切の権利は弊法人に帰属するものであり、弊法人の承諾なしに無断での複製、貴社外又は貴殿外でのご利用及び第三者への開示がなされることのないようお願い致します。

免税事業者が迫られる選択

免税事業者は、インボイス制度開始後に以下のどちらかを選択することになります。どちらの方が有利か、検討しましょう。

選択肢	インボイス制度開始後の変化
インボイスを発行しない【免税事業者のまま】	・事業を営む顧客から、**競合相手への乗り換え**や、消費税分の**値下げを要求**される可能性がある。 ・一般消費者である顧客については影響なし。 **→どんな場合に客離れが起こりやすい？(後述)**
インボイスを発行する【課税事業者になる】	・自ら課税事業者となって、毎年**消費税を税務署に納める。** ・消費税申告の事務負担も発生する。 **→どのくらいの税負担になる？ (次項～)**

本資料に含まれる情報の一切の権利は弊法人に帰属するものであり、弊法人の承諾なしに無断での複製、貴社外又は貴殿外でのご利用及び第三者への開示がなされることのないようお願い致します。

どのくらいの税負担になる？

納める消費税の計算方法には、原則課税と簡易課税があります。どちらか有利な方を選択できるので、試算してみましょう。

計算方法	
原則課税	計算式：（A）売上にかかる消費税額―（B）仕入等にかかる消費税額＝（C）納付税額
簡易課税	計算式：（A）売上にかかる消費税額―（B）売上にかかる消費税額×みなし仕入れ率＝（C）納付税額 (*)簡易課税は2期前の課税売上高が5,000万円以下の場合に選択できます。
免税	納税なし (*)免税は2期前の課税売上高が1,000万円以下の場合に選択できます。

本資料に含まれる情報の一切の権利は弊法人に帰属するものであり、弊法人の承諾なしに無断での複製、貴社外又は貴殿外でのご利用及び第三者への開示がなされることのないようお願い致します。

原則課税（計算例）

受け取った消費税と支払った消費税の差額を納付します。ただし、インボイスを受け取っていない場合、「支払った消費税」にカウントされません。

計算方法

計算式：(A) 売上にかかる消費税額 – (B) 仕入等にかかる消費税額(*)＝ (C) 納付税額

計算例：(A) 80万円 – (B) 20万円＝ (C)60万円

(*)インボイスを受け取ったもののみをカウント

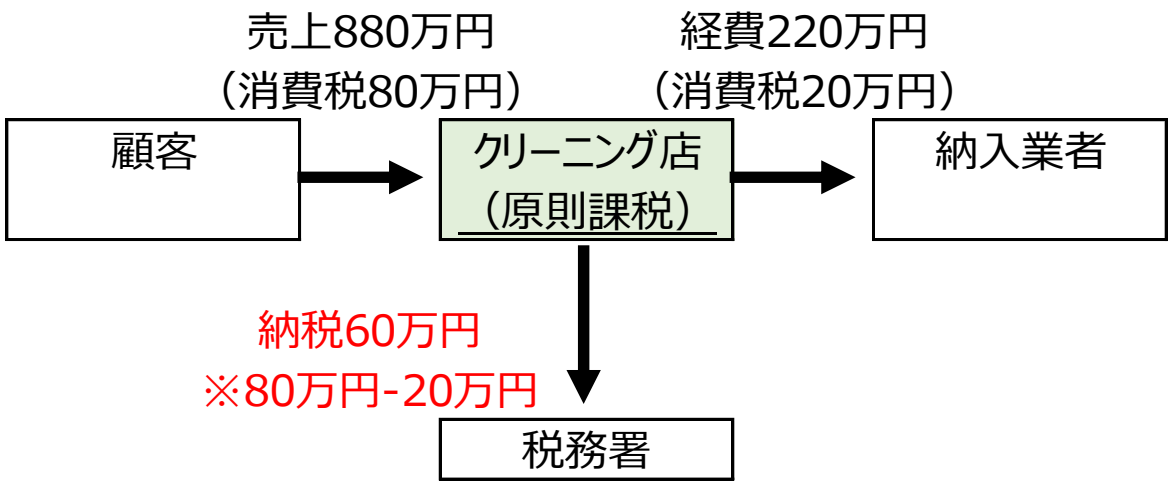

本資料に含まれる情報の一切の権利は弊法人に帰属するものであり、弊法人の承諾なしに無断での複製、貴社外又は貴殿外でのご利用及び第三者への開示がなされることのないようお願い致します。

簡易課税（計算例）

受け取った消費税にある割合を掛けて、支払った消費税の額とみなします。支払った消費税の実際の金額は関係なく、インボイスを受け取る必要もありません。

計算方法

計算式：(A) 売上にかかる消費税額- (B) 売上にかかる消費税額×みなし仕入れ率
＝ (C) 納付税額

計算例：(A) 80万円 - (B) 80万円×50%[みなし仕入れ率](*)＝ (C) 40万円

(*)サービス業の場合の割合

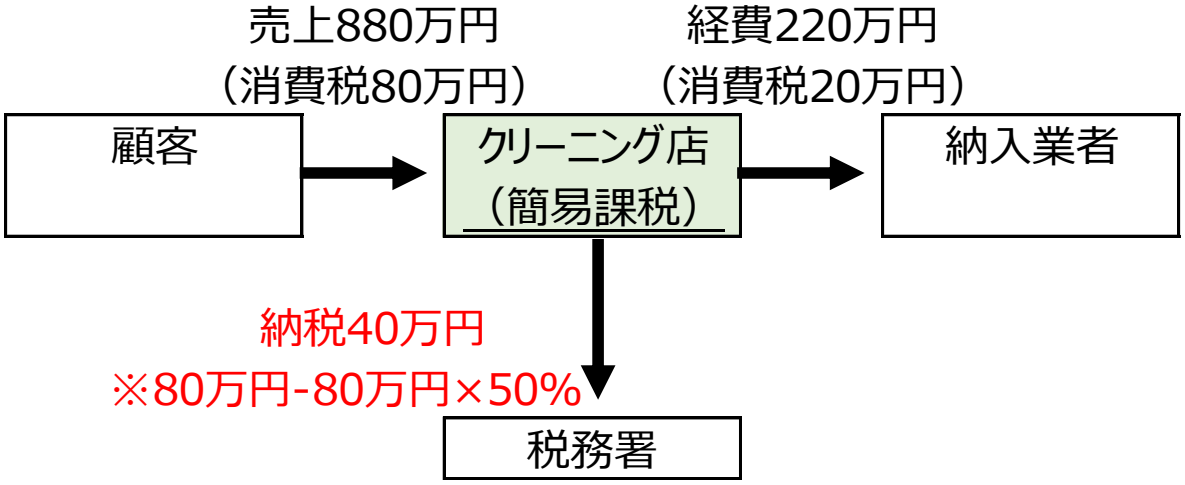

本資料に含まれる情報の一切の権利は弊法人に帰属するものであり、弊法人の承諾なしに無断での複製、貴社外又は貴殿外でのご利用及び第三者への開示がなされることのないようお願い致します。

どんな場合に客離れが起こりやすい？

以下のような傾向が強いほど、客離れは起こりにくく、逆の場合には、客離れ（または値下げ要求）が起こりやすいと予想されます。

インボイスを発行しなくても影響がない（少ない）場合

①事業を営む顧客がおらず、**一般消費者だけが顧客である場合**

※ただし、一般消費者の顧客のように見えて、顧客が勤務する会社に経費精算する場合には、事業者である場合と同じになります（例：ユニフォームのクリーニング代を顧客が勤務先に経費精算するためにインボイスを求められる場合）。

②事業を営む顧客はいるが、今後も**その顧客は消費税の課税事業者（原則課税）にはならない場合**

※言い換えると、事業を営む顧客が**簡易課税または免税事業者の場合**です。

③**競合相手より価格が安く**、インボイスを発行しないことによる損（取引額の10%の金額）があっても客離れが起きない見込みの場合

④価格以外の差別化により、**サービスの独自性が強く**、インボイスを発行しないことによる損があっても客離れが起きない見込みの場合

⑤交渉により取引価格が決まる場合で、免税事業者のままでも、**消費税分の値下げを要求されない見込み**の場合

本資料に含まれる情報の一切の権利は弊法人に帰属するものであり、弊法人の承諾なしに無断での複製、貴社外又は貴殿外でのご利用及び第三者への開示がなされることのないようお願い致します。

免税事業者の判断（まとめ）

免税事業者のままでいた方が有利

課税事業者となった場合の税負担（XX万円）消費税申告事務負担	＞	客離れ影響

課税事業者となって、インボイスを発行した方が有利

課税事業者となった場合の税負担（XX万円）消費税申告事務負担	＜	**客離れ影響**

本資料に含まれる情報の一切の権利は弊法人に帰属するものであり、弊法人の承諾なしに無断での複製、貴社外又は貴殿外でのご利用及び第三者への開示がなされることのないようお願い致します。

消費税の課税事業者の対応

本資料に含まれる情報の一切の権利は弊法人に帰属するものであり、弊法人の承諾なしに無断での複製、貴社外又は貴殿外でのご利用及び第三者への開示がなされることのないようお願い致します。

課税事業者の対応

	原則課税事業者	簡易課税事業者
顧客への対応	事業を営む顧客がいる場合は、原則として、インボイスの発行事業者となることを選択する。	左と同じ。
仕入先への対応	次頁のとおり。	特別な対応はなし。 仕入先がインボイス発行事業者であるかどうかは消費税の納税に影響しない。

本資料に含まれる情報の一切の権利は弊法人に帰属するものであり、弊法人の承諾なしに無断での複製、貴社外又は貴殿外でのご利用及び第三者への開示がなされることのないようお願い致します。

原則課税事業者の仕入先への対応

仕入先が、消費税の事業者形態（免税・原則課税・簡易課税）いずれかについて、可能であれば確認する。

仕入先が、免税事業者の場合には、インボイスの発行事業者を選択するかどうか可能であれば確認する。

1. 仕入先が、免税事業者を継続する場合、取引価格について再検討する。
2. 仕入先を免税事業者からインボイスの発行事業者への変更を検討する。
3. 現在のまま取引を継続する。

本資料に含まれる情報の一切の権利は弊法人に帰属するものであり、弊法人の承諾なしに無断での複製、貴社外又は貴殿外でのご利用及び第三者への開示がなされることのないようお願い致します。

（事例）3つのケースでの消費税の納税額と利益の比較

◆設例

・売上は税抜き50,000円、消費税5,000円とします。

・仕入は下記の場合を想定します。

現状の場合…　税抜き仕入金額20,000円、消費税2,000円

（ケース1）インボイスを入手した場合…　税抜き仕入金額20,000円、消費税2,000円

（ケース2）消費税相当額の値引きを受けた場合…　仕入金額20,000円

（ケース3）インボイスを入手できなかった場合…　仕入金額22,000円

①当社が原則課税事業者の場合

《それぞれの場合において納付する消費税》　（単位：円）

（現状の場合）

預かった消費税	5,000
支払った消費税	2,000
納付する消費税	3,000

（ケース1の場合）

預かった消費税	5,000
支払った消費税	2,000
納付する消費税	3,000

（ケース2場合）

預かった消費税	5,000
支払った消費税	0
納付する消費税	5,000

（ケース3の場合）

預かった消費税	5,000
支払った消費税	0
納付する消費税	5,000

《それぞれの場合における損益計算書》税抜処理

（現状の場合）

売上	50,000
仕入	20,000
利益	30,000

（ケース1の場合）

売上	50,000
仕入	20,000
利益	30,000

（ケース2場合）

売上	50,000
仕入	20,000
利益	30,000

（ケース3の場合）

売上	50,000
仕入	22,000
利益	28,000

本資料に含まれる情報の一切の権利は弊法人に帰属するものであり、弊法人の承諾なしに無断での複製、貴社外又は貴殿外でのご利用及び第三者への開示がなされることのないようお願い致します。

ご留意事項

- 本資料におけるご提案内容及び本資料の著作権は弊法人に帰属しております。したがって、弊法人の事前の承諾なく、本資料におけるご提案内容の実行、本資料の全部または一部の転載、複製、配布、改変、第三者の閲覧に供する等を行うことはできません。

- 本資料は、提供された方に対する情報の提供を目的として作成されたものであり、投資または取引の勧誘を目的として作成したものではありません。なお、本資料に含まれる情報に関しての最終的な判断、意思決定については、お客様ご自身の責任において行っていただきますようお願い申し上げます。

- 本資料は、一般に入手可能な信頼し得る情報に基づいて作成しておりますが、弊法人が本資料に記載された情報についての正確性および完全性を表明し保証するものではありません。よって、本資料において記載している金額には、入手した情報により多くの仮定と判断の上で設定した前提に基づいて試算されたものが含まれているため、実際の金額と異なる場合があることにご留意ください。

- 今後、法令諸規則等の改正、制度変更等や市場環境の変化、その他本件に重大な影響を及ぼすおそれのある事実または事態が発生した場合には、本資料に記載される内容等は変更される可能性がございます。あらかじめご了承下さい。

- 本資料は、作成時点における法令に基づいて作成しています。なお、来年度以降の税制改正の影響については考慮しておりません。

本資料に含まれる情報の一切の権利は弊法人に帰属するものであり、弊法人の承諾なしに無断での複製、貴社外又は貴殿外でのご利用及び第三者への開示がなされることのないようお願い致します。